

福井県農業再生協議会内部監査実施規程

平成16年3月29日制定

平成23年4月 1日改正

(趣旨)

第1条 福井県農業再生協議会規約に定める業務及び資金管理に関する内部監査は、この実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(監査の種類)

第3条 内部監査は半期毎の定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(監査計画の作成)

第4条 監査員は、監査に当たって責任者を1名定め、事前に実施計画を作成し、監査に当たるものとする。

(監査結果の報告)

第5条 監査責任者は、監査終了後監査結果をとりまとめ、監査報告書を作成し会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、当該年度の総会に報告するものとする。

3 内部監査報告書は、当該年度終了後5年保管するものとする。

(監査結果不適合の是正)

第6条 監査責任者は、監査の結果不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、被監査部門の責任者に提出するものとする。

2 被監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被監査部門の責任者は、是正措置が終了した場合、速やかにその結果を監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた監査責任者はその内容を確認のうえ当該年度の総会に報告するとともに、その記録を当該年度終了後5年間保管するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年3月29日から施行する。

別に定める類別区分の標準

類別	文書
第1類	畑地化推進対策実施計画書及び実施状況報告書
第2類	協議会規約、諸規程及び協議会規約変更の承認文書 総会に関する文書 予算、決算に関する文書 役員に関する名簿及び文書 会員に関する名簿及び文書 協議会が行う事業に関する文書（水田農業構造改革交付金等交付要綱に定める交付金等に係る収入及び収支に係る帳簿並びに証拠書類を除く） その他協議会が定める重要な文書
第3類	協議会の業務に関する文書 文書の收受・発送に関する文書 その他協議会が第1類に準じる文書として定める文書
第4類	第1類、第2類及び第3類以外の軽微な内容の文書